



2024年4月11日
東海旅客鉄道株式会社

精神障がい者割引が適用されるお客さま向けの 障がい者用TOICAの発売開始について

2024年4月1日にサービスを開始した「障がい者用TOICA」について、2025年4月1日（予定）より、精神障がい者のお客さまもご利用いただけるようになります。

1. サービス開始日

2025年4月1日（予定）

2. 対象者

第1種精神障害者の大人のお客さまと、その方を介護する任意の1名のお客さま。

（第2種精神障害者のお客さまはサービス対象外です。）

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

（参考）現在障がい者用TOICAをご利用いただけるお客さま

第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人のお客さまと、その方を介護する任意の1名のお客さま。（第2種身体障害者及び第2種知的障害者のお客さまはサービス対象外です。）

3. サービス概要

（1）発売箇所

TOICAエリア内の係員のいるきっぷうりば

※券売機での発売はございません。

（2）ご利用方法

- ・本人と介護者が同時かつ同一行程でご旅行される場合に、割引を適用した運賃でご乗車いただけます。自動改札機に本人用、介護者用のカードをタッチしてご利用ください（介護者用のカードは介護するお客さまであればどなたでもご利用いただけます）。
- ・本人または介護者が単独でご旅行される際にはご利用いただけません。
- ・ご利用の際は、手帳本通の携行をお願いします。
- ・障がい者用TOICAを、障がい者用の定期乗車券としてご利用いただくことができます。

※適切なご利用方法についてご案内などを行うため、ご利用状況の確認を実施します。

(3) 利用可能エリア

2025年4月1日時点のTOICAエリア内でご利用いただけるようになる予定です。

(4) 有効期間

カードの有効期間は、お求めいただいた日から1年間です。ただし、手帳の有効期間がそれよりも短い場合には、手帳の有効期間に合わせます。

なお、更新時に窓口で手帳などをご呈示いただき、サービス対象であることが確認できた場合には1年間（手帳の有効期間の方が短い場合には手帳の有効期間まで）有効期間を延長します。

その他のサービスにつきましては、既にサービスを実施している「障がい者用TOICA」と同様です。詳細については以下のWebページもご参照ください。

https://toica.jr-central.co.jp/howto/railway/pwd_toica.html

4. 新規購入、有効期間の更新及び紛失等による再発行の際に必要な書類

本サービスの対象であることを確認するため、次の書類の呈示・提出が必要となります。

- ・精神障害者保健福祉手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」の呈示
- ・障がい者用TOICA申込書の提出（新規購入、有効期間の更新時のみ）

※「ミライロID」は、マイナポータルとの連携が完了したものに限りです。

乗車時は必ず手帳本通の携行をお願いします。

以上